

第2回香川県汚水処理事業効率化協議会 会議資料

1 議 事 資料1

1号議案 協議会設置要綱の改定（案）について

2号議案 協議会基本方針の改定（案）について

2 報告事項 資料2

分科会等での検討状況について

1 議 事

1号議案 協議会設置要綱の改定（案）について

広域化・共同化計画の策定に向け、今後の分科会での協議を促進するため、下記の1団体を協議会設置要綱 第9条第4項第4号の規定に基づき、下水道法第31条の4第2項第2号に該当する者として、新たな構成員とする。

また、このことに伴い、香川県汚水処理事業効率化協議会設置要綱を別紙1のとおり改定する。

－団体名及び構成員とする理由－

○公益財団法人 香川県下水道公社（理事長：片山 秀樹）

理由：公益財団法人香川県下水道公社は、流域下水道及び公共下水道の維持管理に関する事業を行うほか、下水道の普及・啓発活動及び下水道技術に関する調査研究等を行うことを目的として設置された団体である。現在は、中讃流域下水道の2つの処理区における維持管理を主な事業としており、災害時の対応や維持管理の共同化などの取り組みに密接に関係する団体であることから、本協議会の新たな構成員とする。

2号議案 協議会基本方針の改定（案）について

令和3年1月19日付けの4省連名通知（別紙2）により、デジタル化の推進やPPP／PFIの活用に関する事項を広域化・共同化計画に盛り込むよう要請されたことから、広域化・共同化に向けた基本方針を別紙3のとおり改定する。

香川県汚水処理事業効率化協議会設置要綱(改定案)

(名称)

第1条 本会は、香川県汚水処理事業効率化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県、市町及び関係機関が連携し、汚水処理事業運営の効率化のために、協働事業の計画立案及び事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事項)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 汚水処理に係る広域化・共同化計画（処理場の統廃合、維持管理運営の共同化等）の策定及び関連する施策の検討及び調整
- (2) (1)で策定した計画と香川県全県域生活排水処理構想（以下「県構想」という。）との調整
- (3) 汚水処理事業に限らず雨水処理事業等に関する広域化・共同化計画（ポンプ施設の維持管理運営共同化等）の策定及び関連する施策の検討及び調整
- (4) その他、県構想及び協働事業の推進に必要な事項の検討

(構成)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会は、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の4の規定に基づくものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- 2 会長は、香川県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、協議会の構成員の互選によるものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 要綱の制定及び改廃に関すること。ただし、団体名称の変更等軽微な事項を除く。

(2) 高度な判断を要する重要な事項に関すること。

3 協議会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ず協議会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した構成員は、第3項の規定について出席したものとみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

6 会長は、特別な事情がある場合、書面により協議会を開催することができる。

(会議)

第8条 協議会に次の会議を置く。

(1) 幹事会

(2) 分科会

2 前項に定めるもののほか、協議会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に掲げる者をもって充てる。

2 幹事長は、香川県土木部下水道課長とする。

3 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 協議会の議事に関すること。

(2) 検討すべき課題及び情報の収集、提供に関すること。

(3) 分科会へ委託する検討事項等に関すること。

(4) 協議会の構成員に関すること。

(5) その他会長が必要と認める事項に関すること。

5 幹事会は、必要に応じ構成団体以外の者を幹事会に参加させ、意見を求めることができる。

6 第7条第3項の規定は、幹事会の運営について準用する。

(分科会)

第10条 分科会は、幹事会から委託された特定の課題に関連する団体をもって構成する。

2 分科会長は、香川県土木部下水道課長とする。

3 分科会は、分科会長が招集する。

- 4 分科会は、幹事会から委託された事項について検討等を行う。
- 5 分科会は、必要に応じ構成団体以外の者を分科会に参加させ、意見を求めることができる。
- 6 分科会は、検討結果等について幹事会へ報告するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、香川県土木部下水道課内に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は令和2年6月1日から施行する。

附則 この要綱は令和3年 月 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

協議会構成員（下水道法（以下「法」という。）第31条の4に基づくもの）

区 分	団 体 名 等
県 （法第31条の4第1項）※1	香川県知事
市町（法第31条の4第1項） （法第31条の4第2項第1号）※2	高松市長
	丸亀市長
	坂出市長
	善通寺市長
	観音寺市長
	さぬき市長
	東かがわ市長
	三豊市長
	土庄町長
	小豆島町長
	三木町長
	直島町長
	宇多津町長
	綾川町長
	琴平町長
多度津町長	
まんのう町長	
一部事務組合 等 （法第31条の4第2項第1号）	中讃広域行政事務組合管理者
	坂出、宇多津広域行政事務組合管理者
	大川広域行政組合管理者
法第31条の4第2項第2号（※3） に該当する者	公益財団法人香川県下水道公社理事長
法第31条の4第2項第3号（※4） に該当する者	—

※1 2以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者、都市下水路管理者

※2 関係地方公共団体

※3 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

※4 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

別表第2（第9条関係）

幹事会構成員

区 分	団 体 名 等
県	香川県土木部下水道課長
	香川県農政水産部農村整備課長
	香川県農政水産部水産課長
	香川県環境森林部環境管理課長
	香川県環境森林部廃棄物対策課長
	香川県政策部自治振興課長
市町	別表第1に掲げる団体において、汚水処理並びに第3条（事業）に関連する担当事務を所掌する部署の長その他幹事会が必要と認める者
一部事務組合 等	
法第31条の4第2項第2号に該当する者	

総財準第 3 号
2 農振第 2 5 6 0 号
2 水港第環 2 1 5 5 号
国下事第 5 0 号
環循適発第 210119 号
令和 3 年 1 月 1 9 日

各都道府県

総務部長
〔市町村担当課、
広域連携担当課扱い〕
集落排水担当部長
下水道担当部長
廃棄物処理・浄化槽担当部長 殿

総務省 自治財政局 準公営企業室長

農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課長

水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課長

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長

新経済・財政再生計画改革工程表 2020 を踏まえた
「広域化・共同化計画」について

都道府県においては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付、総財準第 1 号、29 農振第 1698 号、29 水港第 2464 号、国下事第 56 号、環循適発第 1801171 号）」に基づき、令和 4 年度までの「広域化・共同化計画」の策定に取り組んでいただいているところであるが、今般、「新経済・財政再生計画改革工程表 2020」（令和 2 年 12 月 18 日経済財政諮問会議決定）において、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項や必要に応じて多様な PPP/PFI の活用に関する事項を広域化・共同化計画に盛り込むこととされたところである。

これを踏まえて、別紙 1 の策定例を参考に、令和 4 年度までに「広域化・共同化計画」を策定いただくよう、改めてお願いします。

また、この趣旨については、貴都道府県内の各市町村等に対しても併せて周知されるようお願いする。

広域化・共同化計画 (〇〇県 〇〇地区) [アウトプットイメージ]

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	長期的な方針 (～30年間)			
			短期(～5年間)		中期(～10年間)	
			2020	2024	2025	2030
〇〇流域(〇〇市、〇〇町)	処理場の維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場				
△△流域(〇〇市、〇〇町)	ICT整備、活用による維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場	維持管理の共同化の対象施設の選定、監視方法の検討、施設情報・維持管理情報の共通化			
××市、〇〇市、〇町	公社活用による共同化の推進	〇〇処理場、×処理場				
××市、〇〇市	維持管理業者の共同選定		共同選定ルールづくり 共同選定開始			
〇〇県(流域)、〇〇市(流域関連)	関連市町村の管渠を都道府県が一体的に維持管理	流域:〇〇県管理の幹線管渠 流域関連:〇〇市の管渠				
××市、〇〇市、〇町	維持管理を共同化し、 包括民間委託を実施	(豊集)〇〇〇〇処理場 (下水)〇〇〇〇処理場	対象施設、性能発注のレベル等について検証			
××市、〇〇市、〇町	汚泥処理施設の共同化・汚泥燃料化施設の設置	〇〇〇〇処理場、×処理場、集落排水施設(農業)、し尿処理場	施設規模検討 DBO/PFI等の宣明連携手法の導入検討			地方自治法事務委託 手続き 整備着手
××市	公共下水道と集落排水施設との統廃合	〇〇〇〇下水処理場、×集落排水施設(農業)、△集落排水施設(漁業)				
〇町、□町、●町	企業会計に関する財務システムの導入		システム整備・利用の共同化による効果検証			
全市町村	維持管理情報を含む台帳の電子化		電子化する情報の整理、台帳システムの導入			

下線:システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項
二重下線:多様なPPP/PFIの活用に関する事項

■凡例

: システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項

: 多様なPPP/PFIの活用に関する事項

内閣府 経済・財政一体改革推進委員会
新経済・財政再生計画 改革工程表2020（令和2年12月18日）からの抜粋資料

新経済・財政再生計画 改革工程表2020

令和2年(2020年)12月18日
内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程 (取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数(着手または完了した地区数) 【2022年度までに450地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、2022年度までの策定にあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p> <p>7. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p> <p>a. 地域医療構想に関する取組の進め方の整理を踏まえ、新公立病院改革ガイドラインの取扱についてその方向性を示す。《総務省》</p> <p>b. 新公立病院改革プランの着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を推進。《総務省》</p> <p>c. 経営改革の進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。《総務省》</p>	↑	↑	↑

広域化・共同化計画策定に向けた基本方針（改定案）

本県の汚水処理事業の「広域化・共同化」については、全県的な組織や経営の統合を目指すものではなく、共通の課題を抱える事業者が一体となり、より効率的な汚水処理事業の事業経営を目指すものであり、実施可能な範囲で広域化・共同化を進めるものである。

重要なライフラインを担う汚水処理事業が、将来にわたり健全な経営が維持できるよう、市町や関係一部事務組合と連携を図りながら、まずは、平成 30 年 1 月 17 日付けで総務省・国土交通省・農林水産省・環境省による 4 省連名通知の要請により求められている、令和 4 年度末までの「広域化・共同化計画」の策定に向け、下表の内容に関して着実に取り組みを進めることとする。

表 広域化・共同化計画策定に向けた今後取り組む施策メニュー

施策メニュー		実施時期	具体的な事例について（案）	
広域化	処理区・処理施設統廃合	①公共下水道と農業集落排水との統廃合	中長期 (5～30年)	・農業集落排水の公共下水道への接続、統廃合による管理施設数の縮減や既存施設の有効活用を図る。
		②し尿の下水道投入	中長期 (5～30年)	・MICS 事業など、し尿処理の公共下水道への接続、統廃合による管理施設数の縮減や既存施設の有効活用を図る。
共同化	庁内事務	③公営企業会計導入の共同実施	短期 (5年以内)	・会計システムの共同利用による経費縮減や適用に向けた勉強会の実施による人的負担の軽減などを図る。
		④排水設備工事の指定・排水設備責任技術者の登録等の一元化	中期 (5～10年)	・指定工事店や責任技術者の登録を一元化（共同システムの導入）や書類の統一化等を行うなど、事務手続きの軽減を図る。
	処理汚泥	⑤汚泥の集約処理	長期 (10～30年)	・発生汚泥の収集運搬・処分の集約化により、汚泥処分費の縮減を図る。また、DBO、PFI 等の官民連携手法の導入を検討する。
		災害時対応	⑥BCPの共同実施	短期 (5年以内)
	⑦応急復旧資機材の共同備蓄		短期 (5年以内)	・応急復旧資機材の保有状況の整理や共同管理を実施し、緊急時や災害時における資機材の融通を迅速に行い、被災時における早期復旧を図る。
	⑧災害時広域連携協定の締結		短期 (5年以内)	・県内の汚水処理相互支援協定や下水道管路施設の災害時支援協定等の導入を行い、被災時における早期復旧を図る。
	⑨災害時のし尿受け入れ		短期 (5年以内)	・し尿処理場が被災等のため処理できない場合、下水道等への代替施設へ搬入する等、災害時における危機管理体制の強化を図る。
	維持管理	⑩処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同実施	中期 (5～10年)	・処理場・ポンプ場の維持管理業務を共同発注し、スケールメリットを活かして維持管理経費の縮減を図る。また、ICT を活用した共同管理などを検討する。
		⑪管渠の維持管理業務の共同実施	中期 (5～10年)	・管渠及びマンホールポンプの維持管理業務を共同発注し、スケールメリットを活かして維持管理経費の縮減を図る。また、管路施設台帳の電子化の共同実施を検討する。

2 報告事項

分科会等での検討状況について

これまでの分科会や幹事会での主な協議内容について、以下のとおり報告する。

[分科会開催状況]

表 分科会開催状況一覧

施策メニュー			第 1 回	第 2 回
広域化	処理施設統合 処理区・	①公共下水道と農業集落排水との統廃合	R1. 12. 19	
		②し尿の下水道投入	R3. 2. 15	
共同化	庁内事務	③公営企業会計導入の共同実施	R1. 11. 19	
		④排水設備工事の指定・排水設備責任技術者の登録等の一元化	R2. 9. 17	
	処理汚泥	⑤汚泥の集約処理	R3. 2. 4	
	災害時対応	⑥BCPの共同実施	R2. 7. 30	R3. 1. 27
		⑦応急復旧資機材の共同備蓄	R3. 1. 27	
		⑧災害時広域連携協定の締結	R2. 7. 30	R3. 1. 27
		⑨災害時のし尿受け入れ	R3. 1. 27	
	維持管理	⑩処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同実施	R2. 12. 8	
		⑪管渠の維持管理業務の共同実施	R2. 12. 8	

[幹事会開催状況]

令和 3 年 3 月 25 日 第 1 回香川県汚水処理事業効率化協議会幹事会

[分科会の主な協議内容]

■処理区・処理施設統合

テーマ：①公共下水道と農業集落排水との統廃合

	第1回	第2回
分科会開催日	R1. 12. 19	

公共下水道と農業集落排水との統廃合に伴う農業集落排水施設の財産処分や下水道事業計画変更等について、これまでは個別に対応していたが、今後、公共下水道と農業集落排水との統廃合を円滑に進めるため、標準スケジュール表を作成し、事務手続きや手続き期間を明確にした。

今後は、分科会で作成した標準スケジュール表を基に、統廃合に向けて着実に進める。

テーマ：②し尿の下水道投入

	第1回	第2回
分科会開催日	R3. 2. 15	

事務局から、し尿の下水道投入における費用削減効果等の検討として、中讃流域下水道の処理場を中心とした検討事例を示すとともに、高松市からは先行事例であるMICS事業について、また、観音寺市からは、現在、進めているし尿処理施設と下水処理場との統合事業についての事例紹介を行い、参画団体において意見交換を実施した。

今後は、参画団体間において連携の方法やグループの検討を進める。

■庁内事務の共同化

テーマ：③公営企業会計導入の共同実施

	第1回	第2回
分科会開催日	R1. 11. 19	

講師として公認会計士を招き、地方公営企業会計の適用拡大、経営戦略の策定・改定の実務に関する説明を受けるとともに、事務局からは、県内の公営企業会計適用の取組状況、県内の経営戦略の策定状況に関する説明を行い、参画団体において意見交換を実施した。

今後は、令和5年度末までの公営企業会計の導入を目指し、取り組みを進める。

テーマ：④排水設備工事の指定・排水設備責任技術者の登録等の一元化

	第1回	第2回
分科会開催日	R2.9.17	

高松市（香川県下水道協会）から、下水道排水設備工事指定工事店の指定及び下水道排水設備工事責任技術者の登録事務等の一元化に関する説明を行い、意見交換を実施した。その結果、まずは、県内における様式の統一化を行うことで合意した。

今後は、様式の統一化に向けて、「統一様式のひな形作成」や「条例、規則等の改定に伴うスケジュール設定」等の検討を進め、ロードマップのとりまとめを行う。

■汚泥処理の共同化

テーマ：⑤汚泥の集約処理

	第1回	第2回
分科会開催日	R3.2.4	

下水道の発生汚泥の処理については、平成27年5月の下水道法改正において、下水道管理者に対し、これまでの脱水、焼却等による減量化の努力義務に加え、燃料化・肥料化の努力義務が追記されている。このことから、事務局では、発生汚泥を燃料化した場合の課題や方向性について説明を行い、意見交換を実施した。

今後は、肥料化した場合の課題や方向性を整理し、参画団体間での連携に関する可能性を検討する。

■災害時対応の共同化

テーマ：⑥BCPの共同実施

	第1回	第2回
分科会開催日	R2.7.30	R3.1.27

テーマ：⑦応急復旧資機材の共同備蓄

	第1回	第2回
分科会開催日	R3.1.27	

テーマ：⑧災害時広域連携協定の締結

	第1回	第2回
分科会開催日	R2.7.30	R3.1.27

テーマ：⑨災害時のし尿受け入れ

	第1回	第2回
分科会開催日	R3.1.27	

事務局から、下水道BCPの有効性と下水道BCP策定マニュアルの改訂や災害時復旧支援協定に関する内容についての説明を行い、各自治体における災害に対する体制について意見交換を実施した。

また、災害時対応における課題と広域連携の方向性等についての説明を行い、汚水処理事業における災害時の広域的な連携強化に向け、本分科会内に「香川県汚水処理事業BCP連絡会議（仮称）」を設置することを提案し、意見交換を実施した。

連絡会議では、汚水処理事業を対象とした災害時対応について、定期的な会議の開催や汚水処理事業全体での合同訓練の実施等により、広域連携体制の構築を推進する。

今後は、設置する連絡会議で合同災害訓練の内容や実施時期などの協議を行うとともに、災害時復旧支援協定締結に向け、協議を進める。

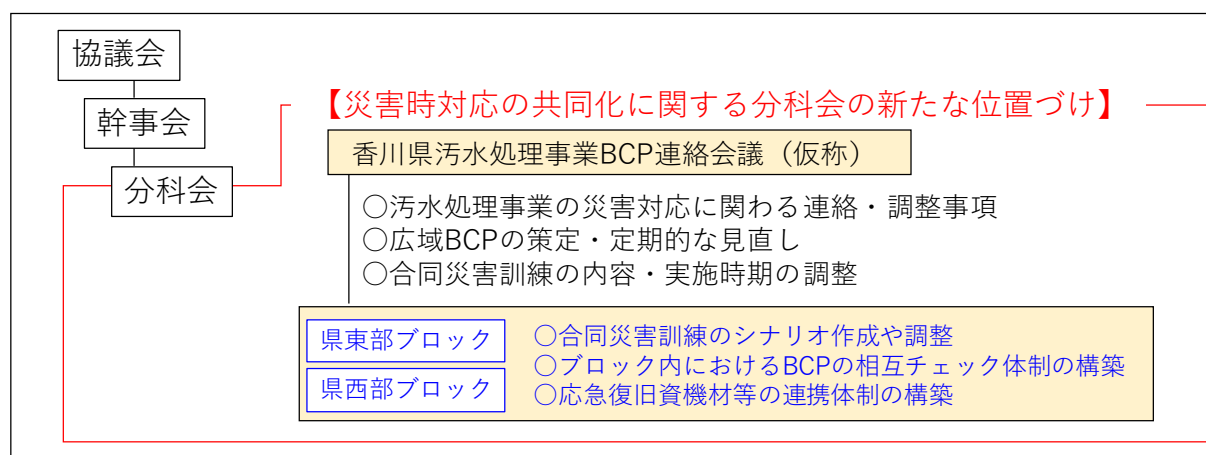


図 BCP連絡会議（仮称）のイメージ

■維持管理の共同化

テーマ：⑩処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同実施

	第1回	第2回
分科会開催日	R2.12.8	

テーマ：⑪管渠の維持管理業務の共同実施

	第1回	第2回
分科会開催日	R2.12.8	

日本下水道管路管理業協会から講師を招き、広域化・共同化における管路施設の包括的民間委託に関する説明を受けるとともに、事務局からは、維持管理における課題と広域連携の方向性の説明を行い、意見交換を実施した。

今後は、参画団体間において連携の方法やグループの検討を進め、先進事例を参考にしながら、取り組みを進める。

[幹事会の主な協議内容]

	第1回	第2回
幹事会開催日	R3.3.25	

議題

- ・ 1号議案 協議会設置要綱の改定（案）について
- ・ 2号議案 協議会基本方針の改定（案）について
- ・ 1号議題 分科会の開催状況等について
- ・ 2号議題 施策メニューグループ（参画団体）の見直しについて
- ・ 3号議題 今後のスケジュールについて

幹事会では、上記の議題について、審議・報告を行い、承認を得た。